1				月 8	3 ∃	金曜	日		,	官報			第		24	号付	録)	'	7月目録	
置に関する政令 二 151 一六一係政令の整備及び経過措する法律の施行に伴う関	は 動資の推進等に関 一融資の推進等に関	める政令が経行	世等に関	政令 ニニ 51	する政令 二 151 六 円 151 円 151 円 151 円 151 円 151 円 151 円 15	不当廉売関税に 1	を改正する政令 二 51 五	-	政令 二 151 五 151 五	国家戦略特別区域を定部を改正する政令	二三七 地方自治法施行令等の一	政令	会を東京に召集する詔書 二九 特 一	令和七年八月一日に、国会の臨時 ニ ニ	の通常選挙を施行することを公示 それ七年七月二十日に参詣防討員			詔書	旧幸 日金	
	二 五 五	- - - - -	_ :	<u></u>	<u> </u>	<u>-</u> 5.		三 五 〇	二 四 九	四八八			二四七			二 四 六		二 四 五	令 和	7 年
は 注律施行 に 狩猟の	鳥獣の保	まれ に 割 の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の の に 割 の に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	部を改正	国民年金	栄養士法	流空去を に関する 港湾管理	三条第三	北海道開	興特別措]	を定める。	る政令の	法は活まる	金融商品の	注律の一	信託及び	融合名	行令の利用	を手締続	<b>7</b> 付	月録
一令の一部を改正適正化に関する	五五 鳥獣の保護及び管理並び令   一部をは正できる   一部をは正できる政	那を女Eする。適正化に関する	<b>隻をび管里位でする政令</b>	法施行令等の	施行令の一部を	テラの一部を1 政令 者の権限の代2	項の規定によれ	発のためにする政令	置法施行令の行令及び沖縄に	改令 一部を改正,の一部の施行期!	の整備等に関	法律の一部の施行に伴うる法律の一部を改正する	受資去人こ男な取引法及び投資	部の施行期日を	で都を女匠	取引法及び	一部を改正す等に関する法	別するためのにおける特定	発 行 (原稿作成	<b>为閣府</b> 国立印刷局)
_	_	去るで	124	맫		<u> </u>	る第	四	I	四	四	うるで	<u>D</u>	디	るすう	質 グ 四	る律	番の	号外	本紙
160 <u>=</u>	160 <u>=</u>		153	153 —	153 —	153 九		153 七		53 七	153		19 D			153			特特第第	第 第第
																			二一七四	9 五四
									7		二 五 九		五八			二 五 七		五六	一八五元 号号号号 まかまが	$h \rightarrow h$
の施行期日を定め整備に関する法律	性進を図るた情報通信技術民事関係手続	実施に関する法律	国 こり引り 不国と我が	ス及び協力の円滑化に関 間における相互のアクセ	以外の日本国	期日を	この間の	ス及び協力の円滑化に関間における相互のアクセ	リ外の締約	日期 田田する およる	児童福祉法等の一名	徐政令の整備に関する政係政令の整備に関する法律の施行に伴う関		行期 日を定	を部	地て	項	伝染病予防法第六十二条 ニ五六 ランピースキン病を家畜	一号まで   ◎凡 例	九号 25 一八号まで ※ ※
令 部の施行期日を定めの整備に関する法律	性 単 を 留 る ための	実施に関する法律	国 こり引り 不国と我が	励力の円滑ける相互の	以外の日本国	期日を定める政令実施に関する法律	この間の	の円滑化	以日	日期 田田する およる	児童福祉法等の一名	の整備に関する政律の施行に伴う関	学令	行期日を定める政 に 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	を部	地方税	の疾病の種類とし	伝染病	一 一 一 月 ま で の 八 月 ま で の 八 月 か ら の 八 月 の れ の の れ の の れ の の の れ の の の の の の の の の の の の の	ル号から ※ 法律・ 一八号まで *** まし」
令 一八部の施行期日を定めるの整備に関する法律の	生)を「これ」の長生) 推進を図るための関係法 情報通信技術の活用等の 民事関係手続等における	実施に関する法律施行令 一八 16 六の経糸恒との間の協分の	国ニの間の協定の本国と我が国以外	<b>励力の円滑化に関</b> ける相互のアクセ	以外の日本国	期日を定める政令 一八 165 六実施に関する法律の施行	この間の	の円滑化	月16年 5月107、10以外の締約国の軍隊との日本国の官権隊とまた国	日本国の目析案に伐ぶ国期日を定める政令 一八正する法律の一部の旅行	「「「「「「」」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」」「「」」「「」」「	の整備に関する政 こし 55 写年の施行に伴う関	学校教育法の一部を改正 - 7 16 四	行期日を定める政 「J. ディイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファ	を致正する法律の一部を改正する法律の	地方税法及び地方税法等 「指定する等の政令」	の疾病の種類とし	伝染病予防法第六十二条ランピースキン病を家畜	一号まで ○月 例 2.件名の下 五号まで ○月 例 2.件名の下 1.件名の上	ル号から ※ 法律・政令・条約 九七号から ※ 法律・政令・条約
令 一八 165 七 一八 165 七 一八 165 七 一 一八 165 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	生)を清に引ってはり、	実施に関する法律施行令 一八 165	国ニの間の協定の本国と我が国以外	励力の円滑ける相互の	以外の日本国	期日を定める政令 一八 165実施に関する法律の施行	この間の	の円滑化	以日	日本国)自断様に伐が国期日を定める政令 一八 165	を注いです。 児童福祉法等の一部を改 一戸 16 『 二六六	の整備に関する政 一〇 55 四一 二戸五	学校教育法の一部を改正 一戸 16 四	行期日を定める政 ・ 注 1 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	を部	地方税法及び地方税法等 16	の疾病の種類とし	伝染病	一号まで ○月 例 2.件名の下 五号まで ○月 例 2.件名の下 1.件名の上	ル号から ※ 法律・政令・条約 九七号から ※ 法律・政令・条約
令 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	推進を図るための関係法 質、有効性及び安全性の情報通信技術の活用等の 二七一 医薬品、医療機器等の品民事関係手続等における 部を改正する政令	実施に関する法律施行令 一八 16 六 二七〇 電波法関係手数料令の一実施に関する法律施行令 一八 15 六 二七〇 電波法関係手数料令の一日を定める政令	国に)引う協定) 本国と我が国以外 を改するまする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>協力の円滑化に関   二六九 電皮法及び放送法の一部ける相互のアクセ   る政令</b>	以外の締約国の軍隊との日本国の自衛隊と我が国	期日を定める政令 一八 165 六 歯科医及び学校薬剤師の実施に関する法律の施行 二六八 公立学校の学校医、学校	Jの間の協定の	7の円滑化に関 すべき措置の指列の円滑化に関 災害及びこれに	引いるから目についての激甚以外の締約国の軍隊との	日本国の目前様に伐が国 一八 65 五 正する政令 エする法律の一部の旅行	には、のでは、のでは、一直には、一直には、一直には、一直には、一直には、一直には、一直には、一直に	の整備に関する政の整備に関する政のの整備に関する政ののを開い、というでは、「「「「」」の一部を改正する政令の施行に伴う関	学校教育法の一部を改正	行期日を定める政 ・ 注 1 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	を改正する法律の   二六四部を改正する法律の	地方税法及び地方税法等 16	の疾病の種類とし	伝染病予防法第六十二条ランピースキン病を家畜	一号まで   〇凡 例 2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、 五号まで   1件名の下の数字のうち、上段は掲載日、	1号から ※ 法律・政令・条約については、 一八号まで
令 一八 165 七 一八 165 七 一八 165 七 一 一八 165 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	生)を清に引ってはり、	注:		励力の円滑化に関 │ 二六九 電皮法及び放送法のける相互のアクセ │ 二六九 電皮法及び放送法の	以外の締約国の軍隊との日本国の自衛隊と我が国	期日を定める政令 一八 165 六 歯科医及び学校薬剤師の実施に関する法律の施行 二六八 公立学校の学校医、学校	Jの間の協定の	の円滑化に関	引いる・利にの下でとの	日本国の目前隊に伐が国期日を定める政令 一八 165 五正する法律の一部の旅行		の整備に関する政 一〇 55 四一 二戸五	学校教育法の一部を改正 一戸 16 四	行期日を定める政 ・ 注 1 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	を改正する法律の   二六四部を改正する法律の	地方税法及び地方税法等 一部の施行に伴う関係政 一部の施行に伴う関係政 一情の整備に関する法律の	・ ないできない はい ない はいを指に引しての疾病の種類とし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	伝染病予防法第六十二条   情報通信技術の活用等ランピースキン病を家畜   二六三 民事関係手続等におけ	一号まで	ル号から ※ 法律・政令・条約 九七号から ※ 法律・政令・条約

 $\bigcirc$ 

 $\triangleright$ 

 $\bigcirc$ 

	令和	7	年8	月	8	]	金曜	日				官幸	日	録		( <u>*</u>	有 <b>1</b>	52	24	. 号	付録	:)	7	月目録		2
六 六 改 金 正 融 O	府	令	7 一式部を	: 給兒	八国家		をで <sup>く</sup> 定定し	七標準		þ	<b>5</b>	規則	<b>九</b> 全規則の 全規則の		最	1 1	ねと	<b>六</b> 航 約 空	カクラ	の見た利		五	条	令及のひ	: に 正 で 半す	二七二雇用
S正する内閣府令 一 149 三 149 三 149 円 149 三 149 三 149 円 149 三 149 円	令	17	55	はいらりますが、記等に係る書面の様	~ •>	改正する内閣官房令 一 149 二	とどかる内閣官房合の一で定める標準的な官職等	規定する内閣言房令的な官職を定める政	内閣官房	<b>厚</b>	号		側の一部を改正する執行規則及び民事保		高裁規則	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	コ共和国との間の - 1、55	務に関する日本	ナ政府との間の条	の日本国政	び祖税の除え	対する阻脱	約	一部を改正する政令 二五 170 六網 通指置に関する政	にばとう 清景 一門 では、 という は、 という 関係 政令の 整備等正する 法律の一部の 施行	保険法等の一部を改 日 号外 ジー
_	-		=			四		<b>八</b>					_	-				七 三		† -	-	5	to	六九	六八	六七
を主十の	〇内 閣 府、財 務	する命令の一部を改正	二項に規定する区分等を保険業法第百三十二条第	○内閣府、財務省 代わる措置に関する規則	項の署名又は記名押印にする法律第六十戸条第四	事業性融資の推進等に関	<ul><li>○内閣府、法務省</li><li>則の一部を改正する命令</li></ul>	産業競争力強化法施行規 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	経済産業省、国土交通〇厚生労働省、農林水産	財務。省、文部科学内、閣、府、総、務	令	命令の一部を改正する命の業務の制限等に関する	険会社に係る移行期間中郵便貯金銀行及び郵便保	〇内閣府、総務省	1	府 令 · 省 令		母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令	者に関する内閣府令の一	内閣府令及び資金移動業前払団支払手段に関する		呆倹削去を立見則の一部一部を改正する内閣府令	こども家庭庁組織規則の部を改正する内閣府令	こ関する内閣府令等の一券等の公開買付けの開示発行者以外の者による株	部を改正する内閣府令信託業法施行規則等の一	合 信託業務に関する内閣府 企業価値担保権に関する
二 151 五 八		三 三 .68 五		二 151 五			二 151 五		通省、	省省	豆 168 五					ק	三 五 170	16 <u>±</u>	8		= = 168	八	153 四		51 1 四 -	二 51 
		四		八			八				四			•	<u> </u> 		七 				=	=	<u> </u>		<u>=                                    </u>	<u>.</u>
	する命令	関する命令の一部を改正用特定個人情報の提供に	条第二	人を識別するための番号	政手続における恃定の固事務を定める命令及び行	別表の主務省令で定める	号の利用等に関する法律個人を識別するための番	八 行政手続における特定の	を改正する命する法律施行	システム機構の認証業務	る地方	施行規則及び電子署名等号の利用等に関する法律	個人	ヒーテ攻手売こおける寺定の 〇 <b>デジタル庁、総務省</b>		デジタル庁令・公		八 <i>"</i>		正する庁令	法律施行規則の一金口座の登録等に	かつ確実な	六 公的給付の支給等の迅速 〇デジタル庁	デジタル庁^	音を改正する命令	
171 171 17	二二八八 71171 三 八四							]	四 153 三 三							省令		三 八 171 三	171	三 八 171 二				令   	二   15   六   二	1
пр 🗸	の規格を定める省令の一の規格を定める省令の一動力消防ポンプの技術上	省令の一部を改正する	定める省令及び消防法施へッドの技術上の規格を		省令の一部を改正する省	七二 地方特例交付金に関するの一部を改正する省令			法定事務及び準法定事務の十五の二に規定する準	七〇 住民基本台帳法第三十条	省令の一部を改正する	省令で定める事務を定めがら別表第プまでの総務	<ul><li>六九 住民基本台帳法別表第一</li></ul>	る省令 施行規則の一部を改正す	組合法	6省令 「規則等の一	する省令の一部を改正	金算定等規則の一部を改	供に係る交付金及び負担 六六 基礎的電気通信役務の提	の一部を改正	<b>六五</b> 電気通信事業法施行規則		省		準法定事務及び準法定事第九条第一項に規定する	号の引用等こ関する去聿個人を識別するための番目が一二 行政手続における特定の
三 174 17 五 五	4	= ○ 174 —		17 17	'3	二 九 173 —				1	二八 71 七六		-	三 八 二		67	一 八 165 三 三						17	二八 171 七 五		

3 令和7年8月8日 金曜日	官報目録	(第 1524 号付録)	7月目録
t t t t t t	— — — 九 八 七		五 七 七 六
改労を年改途四物十等有品改衛 改保 正働改金正をに及五に効、正生 正険	和立学校教職員共済法施 行規則の一部を改正する 省令 の一部を改正する省令 か一部を改正する省令 を改正する省令及び 大学等における修学の支 接機構に関する法律施行規則 の一部を改正する省令 を改正する省令 を改正する省令	及び財務省組織規則の一及が財務省組織規則の一般が財務省組織規則の一般出に関する省令の正程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書素電極でない旨の証明書素で改正する省令の提出に関する省令の大部本で改正する省令の大部本では、	国 今 令 令 令 令 令 行 校 が の 一 た の た る た る た る た る た る た る た る た る た る
する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期 する省長期	〇厚生労働省 〇厚生労働省 〇厚生労働省	が、 は は は は に対して に対して に対して に対して の が に対して の が に対して の が に対して の が に対して の が に対して の が に対して の が に対して の に が に の に に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	.判 を規式防ねス 改ねの田じに
の 等 の療 十る第 性の の の 一 の 一等 六指二の品 一 一		を開た鉛ー税です。 の明た鉛ー現にる 一書炭化項にる 一	・則 省る具使合る
七 四 三 二 一一 153 149	三 三 二 175 175 171	二 — 151 149	= ⊙ 174
_ <del>=</del> = = - <del>*</del> = - <del>*</del> = - = - = - = - = - = - = - = - = - =	一 一 八四 三	六 二 四	八
五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五			三 七 七 七 六 八 七 六 森 部船をと令規消
正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令 正する省令	現り 現り 現り で関する法律施行 で関する法律施行 の一部を改正すると 動物用医薬品等所 の一部を改正すると の一部を改正すると の一部を改正すると の一部を改正すると の一部を改正すると の一部を改正すると の一部を改正すると の一部を改正すると	で は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	林〇を員改畜 則費
一 ろ 施 務 省 規 会 規 会 省 の 浩 ろ 条 売 7	で指定する等の政令が 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を	改正する省令 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	の 令規 則 正合
	で 政会権 利用の促進 実現に資す おお 一番 で の で 会権 利用の 促進 の で 会権 利則 の の の の の を 施行規則の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	合類十を の令類十を 恒と二家 整のと二家 1000000000000000000000000000000000000	
三三二四七二 175 161 151	$\begin{array}{ccc} \Xi & \Xi & \Xi \\ - & \bigcirc & & \Xi \\ 175 & & 169 \end{array}$	二 四 169	三 二 三 三 三 175 169 168
三	<u> </u>	= =	一 六
ΞΞΞ	=	八 八 八 八 五 四 三 二	л л С — О
部地い害の実のすス間以日 るめる物で を方でに関係を発見される。 のでは、	令第関法は ・ 関注は ・ は、 ・ は、 、	一 北 改 道 す	
例に関する措置を定 対 衛 省 の 編 的 国 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の	規制事業に係る省合を改立する省合特別の一方組織規則の一方を改立する。	、重整備士技能移定での一部を改正する 行の許可の手続等 行の許可の手続等 を改正する 首令 一部を改正する で 一部を改正する で で で で の 一部を改正する で で の 一部を改正する で で の 一部を改正する で の で の に の に の に の に の に の に の に の に の	国土交通省 基準法に基づく指 基準適合判定資格 基準適合判定資格 基準法に基づく指 基準法に基づく指 基準法に基づく指
例に関する措置を定で、	規制事業に係る省令	を 放正する省合 の一部を改正する省合 の一部を改正する省合 でいま	国土交通省 基準法に基づく指定 基準適合判定資格者 基準適合判定資格者 基準適合判定資格者 大施行規則の一部を は、基準法に基づく指定 基準法に基づく指定 基準法に基づく指定
一 一 一	= =	三 二 一	四 一
165 165 160 三 二 〇 六 五	175 17 二 三 六 三		153 149 三 元 九
	<del>-</del>	九 九 二     六 二 八	<u> </u>
<ul> <li>五五 — 五五 — 五五 — 一五五 — 一五三</li></ul>	— 四	1 1	
人事院規則 — 五三 一一五三 一一五三 一一五三 一一四九 人事院規則九—五 人事院規則一七— 世職員等の範囲) を改正する人事院規 中一四九 一一四九 一一四九 一三八 一三八 一三八 一三八 一三八 一三八 一三八 一三八 一三八 一三八	人事院規則九一人事院規則九一 (給与法附則第 (給与法附則第 (配よる俸給月 (配よる俸給月	○人 事 院 人事院規則二一八 ( 人事院規則二一八 ( 人事院規則二一八 ( 大事院規則九一二 ( 人事院規則九一二 ( 人事院規則カー二 ( 人事院規則カーニ (	規則の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の
を一 院 用の五 院 務一 改八 規の○ 則一五 規の上	事額、八項の別のの場合の関係を表して、	〇人 事院 一八 (人事院規則二一八 (人事院規則二一八 (人事院規則二一八 (人事院規則 九一二 (俸給大事院規則 九一二 (俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則	規 類 算証明規則の一部を改正 分掌及び分課規則及び計 会計検査院事務総局事務 会計検査院事務総局事務
正(     則一(     部(     則一限一       す採     部管     を特     部年一       三     二     二     一	· 則一規七 正給	を給則一事	正計務 <b>則</b> 一
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	149 149 二 二 二 四 四	149 149 ====================================	Ξ.
	四四四	<u> </u>	_

	令和 7	年8月	∄8	日	金曜	目				官	報目	録		(	第	15	52	4	号作	†録)		7	月目	録		4	Ļ
二四	八		_				一 分		— 〇 八	- 0 七			7	5		Ξ	=					-	5				
の件の代表者氏名変更全国交通安全活動推進セ	○国家公安委員会 の詠進歌の選者が定めら れた件 れた件	つ宮 内 庁る件	島振興基本方針を興法の規定に基づ	国土交通省、環 境 農林水産省、経済産業	文部斗学省、夏上台内 閣府、総務 内閣府、総務	た生物の	品及び添加物の安全性審組換えDNA技術応用食	更した件	総合特別区域の区域を変推進地域を指定した作	推進也或を旨定した牛 南海トラフ地震防災対策	する件の一音では上	共幾月0 井り一部を女E理大臣が指定する指定公	五号の規定により内閣総	災害対策基本去第二条第 〇 <b>内閣府</b>	の解除について	国事に関する行為の委任について	いに	〇内閣		告	を改正する訓令	関する組織	符攻策充舌言の識 <b>内 閣 府</b>		訓令		
六	_	三 五 170	:	業質省省	<b>省 −</b>	_ 		$\overline{\circ}$	= 15	<u> </u>	_ 149			!	一 三 特19	四 特]			'	<b>,</b> 1,	   14	9			1,		日 号 外
_	四	九			-	_		三	7		二七				<u> </u>		_				二六					1 3	/r パ ー
七 三	<u>t</u> =	=		t -			-	t			六九		;	六八		六七	六六	六五		_			三六				三五
に第三による百名	一部を改正する牛骨別措置に関する内閣府特別措置に関する内閣府特別措置に関する内閣府	虫髪形の金融機関等の一部を改正	基づき金融宁長宮が指定行令第三十九条の規定に特別では	寺川普畳こ渇ける去津施金融機能の強化のための	件の一部を改正する件する金融機関等を定める	基づき金融庁長官が指定とが指令第五条の規定に	ち通行さら近そり見ざる	金融幾関等の組織再編成件の一部を改正する件	庁長官の権限等を定める	の規定を適用しない金融二第一項から第三項まで	銀行法施行令第十七条の	を失った件社に係る認可がその効力	の規定により銀行持株会	八 銀行法第五十五条第三項 録が失効した件	る電子決済等代行業の登	電子決済等代行業者に係った名の努力を失った件	びかつかりを そった 中の規定により主要株主認	銀行法第五十五条第二項	<b>○金融 テ</b> 針の一部を改正する件	個人情報保護評価人情報保護評価	きんて コラ	氏名の変更の届出があっりティ協会から代表者の	本セキ	7.	<b>能力を育するましたよる翻訳文を作</b>	に係る運転免許証の日本外国等の行政庁等の分割	国等の正文庁等の動車等の運転に関
六	<u></u>	$\stackrel{-}{\circ}$			<u> </u>			0				<u> </u>		八		四	<u> </u>		±		三		-	$\equiv$			
F																											
→ µ	四	四		-	Ξ			Ξ			-	₫		=		=	-		=	•	三		-				
る定金件め融	<b>七九</b> 保 第 5 5 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	準適せ	ゼル 保険業法第百三十条等の 規定に基づく保険金等の	えを安	の機関	る格付機関及び適格格付	る金融庁長宮が別こ定め法等を定める件に規定す	険で	び通常の予則を超える危支払能力に相当する額及	規定に基づき保険金等の	七七 保路	いいめる	式及び指定する基準を定	き金融庁長言が定める様式第七号等の規定に基づ	七六 保険業法施行規則別紙様	長官が別に定める件		払能力の充実の状況を理	保険会社の保険金等の支		等の	七五 保険業法施行規則第五十	を実施する	目常の子	払能力に相当する額	規定に基づき保険金等の六条及ひ第八十七条等の	そながらし ここき 険業法施行規則第八
会融庁長官が定める額を 定める件の一部を改正す に対る件の一部を改正す	単体))等の規定に基づき第五号ホ関係(保険会社第五号ホ関係(保険会社・開発の二第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の	準の一部を改正する件 二三適当であるかどうかの基	<b>規</b> 保	を定める件	の機関		る金融庁長舎が別こ定め法等を定める件に規定す	険で	び支払	規定に基づき保険金等の	七七 保路	ははままで見る。二三	式及び指定する基準を定	き金融庁長宮が定める策二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	保険業法施行規則別紙様	が別に定める件 二三 丁等にていて金属庁	一	払能力の充実の状況を理	保険会社の保険金等の支	・	等の	九条の二第一頁第三号二保険業法施行規則第五十	を定める件    二三十二字を密の言算プ	目常の子	能力に	定に基づき保険金等条及び第八十七条等	べきながきしてこと等保険業法施行規則第八
金融庁長官が定める額を	単体))等の規定に基づき第五号ホ関係(保険会社第五号ホ関係(保険会社・開発の二第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の	準の一部を改正する件適当であるかどうかの基	<b>規</b> 保	を定める件	の機関		る金融庁長舎が別こ官も法等を定める件に規定す	険で	び支払	規定に基づき保険金等の	七七 保路	める件	式及び指定する基準を定	き金融庁長宮が定める兼二一 式第七号等の規定に基づ	保険業法施行規則別紙様 1	が別に定める件項等にこれで金融庁	1 ・	払能力の充実の状況を理	保険会社の保険金等の支	る質ご系る冊目その也の 法第百三十条各号に掲げ	等の	九条の二第一頁第五号二保険業法施行規則第五十	を定める件の言算力	目常の子	能力に	定に基づき保険金等条及び第八十七条等	べきながきしてこと等保険業法施行規則第八
会融庁長官が定める額を 定める件の一部を改正す 168	単体))等の規定に基づき第五号ホ関係(保険会社第五号ホ関係(保険会社・開発の二第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の	準の一部を改正する件 二三 168 一	<b>規</b> 保	で を定める件 を定める件 11三 168	の機関		る金融庁長宮が別こ官ととは、一人の金融庁長宮が別こ官とという。	険で	び支払	規定に基づき保険金等の	六条及び第八十七条等の	める件 168	式及び指定する基準を定	き金融庁長宮が定める様二   式第七号等の規定に基づ	保険業法施行規則別紙様 1	が別に定める件 二三 168 一項等にこりで会議庁	こ	払能力の充実の状況を理	保険会社の保険金等の支	ら質に系る冊目その也の 法第百三十条各号に掲げ	等の	九条の二第一頁第五号二保険業法施行規則第五十	を定める件 二三 168 六村当って名の言算力	目常の子	能力に	定に基づき保険金等条及び第八十七条等	べきながきしてこと等保険業法施行規則第八
	単体))等の規定に基づき 第五号ホ関係(保険会社 第五号ホ関係(保険会社 協国 第五号・関係の二第一項 第五十九条の二第一項	準の一部を改正する件 二三 16 元 一七 農業協同組合法第十条第適当であるかどうかの基 〇金融庁、農林水産省支担削ナの方実のサジカ	を発上する牛 規定に基づく保険金等の 第した金額等を定める件 の合言額を定める件	を定める件 二三 168 六0	のとして引に定める区分機関の格付に対応するも		触扩長宮が別こ定め ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	険に相当する額の計算方 <b>つ金融庁、材務省</b> を改正する件	び通常の予則を超える色  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「「「「」」	六条及び第八十七条等の	いい はきばん 11三 8   八四 金融商品取引法施行令第 める件   二三 68   八四 金融商品取引法施行令第	び指定する基準を定織を指定する件の一部を翻り上げた気をされ	触庁長宮が定める様七号等の規定に基づ	保険業法施行規則別紙様 八三 金融商品取引法施行令第	が別に定める件 二三 68 一昭 を定める件を廃止する件項等について金属庁 による存価証券の売買等	頁等こつ1で食蝕庁   八二	力の充実の状況を理る件	会社の保険金等の支に付きる経験の最高を表現しています。	こ系る冊目その也の百三十条各号に掲げ	等の規定に基づき保険業	九条の二第一頁第五号二保険業法施行規則第五十	を定める件 二三 16 六四 八一 保険業法施行規則別表析当する80 計算力	目当けら頃の十草方 おを改正する件常の予測を超える危 アンドラ でそまれで気をそれの一	たの: 1・12 する額及 する積立て及び取崩 る積立て及び取崩	定に基づき保険金等の	てきながらくしても詳り 「人〇」 保険業法施行規則第八十 「人〇」 保険業法施行規則
	単体))等の規定に基づき 第五号ホ関係(保険会社 第五号ホ関係(保険会社 協国 第五号・関係の二第一項 第五十九条の二第一項	準の一部を改正する件 二三 16 元 一七 農業協同組合法第十条第適当であるかどうかの基 〇金融庁、農林水産省支担削ナのガリのガリの	反いというでは、ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	を定める件 二三 168 六0	のとして引に定める区分機関の格付に対応するも	付機関及び適格格付	触扩長宮が別こ定め ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	険に相当する額の計算方 で通常できぎれまする件	び通常の予則を超える色  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「「「「」」	六条及び第八十七条等の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		び指定する基準を定織を指定する件の一部を翻り上げた気をされ	触庁長宮が它かる篆 基づき、電子情報七号等の規定に基づ ニュー 六条の二第二項の	保険業法施行規則別紙様 八三 金融商品取引法施行令第	が別に定める件 二三 68   四   を定める件 5   です。 による存在するについて分層庁	頁等こつってを強守 という可可正幹の記買等る上で参考となるべ 一 八二 競売買の方法以外の方法	力の充実の状況を理る件である件である。	会社の保険金等の支に付きる経験の最高を表現しています。	こ系る冊目その也の	等の規定に基づき保険業	1、条)二、第一頁第五号二保険業法施行規則第五十	を定める件 二三 16 六四 八一 保険業法施行規則別表析当する80 計算力	目当ける頁)计算方常の予測を超える危	たの: 1・12 する額及 する積立て及び取崩 る積立て及び取崩	定に基づき保険金等の	てきながらくしても詳り 「人〇」 保険業法施行規則第八十 「人〇」 保険業法施行規則

 $\equiv$ 

三

 $\equiv$ 

七

八

三

175

 $\equiv$ 

Ŧi.

175

三八

令和7年8月8日 金曜日

(第 1524 号付録)

	;	六			五						=						_							<u>-</u>							– ኪ				八					— 七
号の	┵,	電で	関する件表示登録	第	消防法施	消	領	その他の	員の選挙	議院	年	めた件	を行う場	超えると	なる	出の	参議院名	○ 義参 員議	関する件	人	数、当	名簿届出		和十	る性	の	当選人の	院名簿届	議員の選挙は	行の参議	令和元年	所及ば	は 単の 選	しの多言	和元年		の場所及	員の選挙	の参議院	令和七年
の一部を改正する件	消防庁告	備の基準及び	登録表示者の公示に	に規定す	紀行規則第	防 庁	の届出か	1 体	7	比例代表	七月一		所及び日	るときにおけるくじ	べき者が十	あった	簿届出	選院 挙比 翠の		住所	当選人の数並	政党等に係る得	の選巻 こおける参議を議院比例代表選出	七月二十		住所	繰上補充	出政党等	の選挙における参議	院比列代	- 1	-   Zi	再られ	怪ころき けん	七月二十		び日時を	における	の参議院比例代表選出議	七月二十
する件	宗第十	及び昭	公示に	る防炎	四条の		あった	から参	、政党	表選出議	一十日執行		時を定	るくじ	十人を	挙立会	政党等か	学長選出		及び氏名に	並びに	係る得	後儀記	月二十日執行		及び氏名に	補充による	政党等に係る	る参議	表選出	1月二十一日執	関する牛	を含り	- 表選出	一日朝	l	定めた	選挙会	選出議	日執行
<u>=</u> ○ 174		=				ナ 15						九							二 五 特20	)					五五						_ [2	_ <u>U</u>				九	Ĺ			
=======================================			=			_	-					=							_						四						_	_				_				
				- - - -				<u></u>								Ξ		— 〇 九			_ 	)								(	 0(	5	— 区 五					(		(
する	のア	女め	のため	ける展示、	スレイ	府との間の書館	本国政	円 昔 <b>外</b>	する <b>ト</b> 件	を定める	る国、	国在留管	き希望者	三項第	法施行	出 入 国 <b> </b>	項 <b>3</b> 出 規	公証人	る届出があった件	十七条	目 裁判 足外	も 件の	雇用契	び特定	だ 定 対	五号に	る活動	一 の 五	規定に	法第七	出入国	登記が	兵 公証人	を改正	る活動	一 の 五	定に	第し	出の財	
件	間 /	ピイラウ 贈与に関	の機材整	示、保存	マ件ニアョ	間の書簡	府とウカ	の共 <b>寿</b> こ	ž,	<b>√</b> ⊃	地域及	理庁	者登録に	一号の押	規則第七条	管理及び	入国在学	法第七条	があった	第一項の	色 こ関さ	一部を改	約の基準	自動車運	卜国した	規定する	を定める	の表の下	基づき同	条第一面	管理及び	复こ男き	注第七条	する件	を定める	の表の下	づき-	条第一	管定	- 1
	の交換	共和国日	備計画	一及び修	勿官こ	の交換	/ライナ	関する	1	を改	行政区	官が定	し出	<b></b> 定に基	条の二	)難民認	管理する	ポノ二第	件	の規定に	の手続の	ほ正する	等を定	足送業準	2 受十旬	は務所で	の件第五	-欄に掲	法別表	9第二号	)難民認	る指定の	オノ二第		外件の一	-欄に掲	法別表	第二号	難民認の	
_	に耳	文 本	: の:	復才	ਤੇ _	に	政	3		正	画	め	入	ブ	第分	定	件 		· 	より	第 和			備及	支 送	臣	+	げ	第	のり				•	部	げ	第(	のり	定 件	<b>-</b> -
_						•			14								=	-	_			八									¥	띠 _	•	149 =	9				_	•
四					三				Ξ	-							Ξ	:	_			$\equiv$									_	ΞΞ	-	=					Д	4
			_					_									_		-					_							_	-					_			
			_ _ _ _					二六一									六〇		J	五八				五七							王六						二 五 五			
	$\mathcal{O}$	ちょう かい ちょう かい	一 )人 負材	書簡のな	とネパーとネパー	を かの贈り			一	委員会に	計画のた	十ばつの	下流域に	共和国に	和国及び	国、ベム		口上書の	J	ιΛ	する件	間の二の	シュ人民本国政			高等弁政	本国政府	のための	或におけ	タゾョウンチ系			機構との	国政府と	取極のぬ			年 間 言	間の書館	
	の書簡のな	ヒモンゴル贈与に関す	<ul><li>人材育成奨学</li></ul>	の交換に	とネパール致存	に関与に関	急センター敕	ドゥリケル病	奥こ関する牛の見会との間の	委員会との間のる日本国政府と	計画のための贈	十百つのリスク	下流域における	共和国における	和国及びラオス	国、ベトナム社	カンボジアエ	口上書の交換に	ラク共和国版 ・ に関する日本	1八 円借款の支出	する件	間の二の書簡の	シュ人民共和国本国政府とハ	円借款の	の書簡の	高等弁務官事務	本国政府と国際	のための贈与に	或における生計	女 ブ国内 辞継 兄 ノ 尹 利 国 に ま に	アンナニ	に関する				画のための贈	感染性廃棄物	生に言作しろれ	間の書簡の交換がレスチナ解放	
	の書簡のな	ヒモンゴル贈与に関す	<ul><li>人材育成奨学</li></ul>	の交換に	とネパール 政府との間 修正に関する日本国政・	多三に関する日本国女の贈与に関する取極	急センター敕	ドゥリケル病	奥こ関する牛の言語の	委員会との間の書簡の記を日本国政府とフェン	お日本国女牙にはコント計画のための贈与に関	十百01100月111日	下流域における洪水及	共和国におけるメコン	和国及びラオス人民民	国、ベトナム社会主義:	カンボジアエ	口上書の交換に関する。	ラク共和国版 ・ に関する日本	1八 円借款の支出	する件	間の二の書簡の交換に	シュ人民共和国政府と、本国政府とバンクラ	円借款の	の書簡の	高等弁務官事務所との	本国政府と国際連合難	のための贈与に関する	或こおける生計向上計では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	アンナニ	に関する				画のための贈与に関	感染性廃棄物管理改	件の言葉の交換に関する	間の書簡の交換に関す!	
	の書簡のな	ヒモンゴル贈与に関す	人材育成奨学計画のため	の交換に関する件	とネパール 政府との間の 修正に関する日本国政府	を注こ場下 5日×国女牙めの贈与に関する取極の	急センター敕	ドゥリケル病院外傷・救	> 言作のろ	委員会上の間の書簡の交を日本国政府とフェン河	う日×国文庁に 計画のための贈与に関す	干はつのリスク管理強化	「荒り」、	共和国におけるメコン河	和国及びラオス人民民主	国、ベトナム社会主義共	カンボジア王国、タイ王	に関する件	J	1八 円借款の支出		間の二の書簡の交換に関	シュ人民共和国政府との本国政府とハンクラテ		の書簡の交換に関する件	高等弁務官事務所との間	本国政府と国際連合難民	のための贈与に関する日	或こおける生計句上計画 及て目 P 過	女が国内達維民受入で也とする手利国における帰還日	アンナニ	アリガニス・ハン・ステに関する件	育簡の交換	国政府とパレスチナ解放		画のための贈与に	感染性廃棄物管理改	生の言葉のろ担り間できる	間の書簡の交換に関するバレスチナ解放機構との	1000 イドイド
	の書簡のな	ヒモンゴル贈与に関す	人材育成奨学計画のため	の交換に	とネパール政府との間の修正に関する日本国政府	多三に関する日×国女子 めの贈与に関する取極の	急センター敕	ドゥリケル病院外傷・救	奥こ関する牛 四 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	委員会との間の書簡の交。	ら日本国女 牙にくコン可計画のための贈与に関す	十百のこの)第二十月十十日のリスク管理強化	下流域における洪水及び	共和国におけるメコン河	和国及びラオス人民民主	国、ベトナム社会主義共	カンボジア王国、タイ王	口上書の交換に関する件四	ラク共和国版 ・ に関する日本	1八 円借款の支出	する件	間の二の書簡の交換に関	シュ人民共和国政府との本国政府とハンクラテ	円借款の	の書簡の	高等弁務官事務所との間	本国政府と国際連合難民	のための贈与に関する日	或こおける生計句上計画  がで目り近葉目受りれば	女び国内達維民受入で也    女手利国における帰還巨	アンナニ	に関する	育簡の交換			画のための贈与に関	感染性廃棄物管理改	生の言質の多独に関する一二	間の書簡の交換こ関するバレスヂナ解放機構との	
	の書簡のな	ヒモンゴル贈与に関す	)負子に引ての上に引て人材育成奨学計画のため	の交換に関する件  四 二	とネパール政府との間の修正に関する日本国政府	多三と関する日本国女子 めの贈与に関する取極の	急センター敕	ドゥリケル病院外傷・救	> 言作のろ	委員会上の間の書簡の交を日本国政府とフェン河	14 コンゴ	2管理強化	下流域における洪水及び	共和国におけるメコン河	和国及びラオス人民民主	国、ベトナム社会主義共	カンボジア王国、タイ王	に関する件	ラク共和国版 ・ に関する日本	1八 円借款の支出	三三	間の二の書簡の交換に関	シュ人民共和国政府との本国政府とハンクラテ	で目立行 にバンデラビ 円借款の供与に関する日	の書簡の交換に関する件 三 三	高等弁務官事務所との間	本国政府と国際連合難民	のための贈与に関する日	或こおける生計句上計画  がで『アゾ葉』をランオセ	受人(也	アンナニ	アリガニス・ハン・ステに関する件	育簡の交換		関する日本	画のための贈与に関する	感染性廃棄物管理改善計	年の言館の 3独科関でする 一二四二	間の書簡の交換に関する パレスチナ解放機構との	
四 二	の書簡の交換に関する	ヒモンゴレ国政府との   単与に関する日本国政	) 負 注 引 ・	の交換に関する件四二二	14年13年12日本国政府	する取極の	急センター整備計画のた	ドゥリケル病院外傷・救ニューニー		の書簡の交	1くコンゴ 19に関す	で管理強化   二六の	注目食ご	マメコン河	<b>人民民主</b>	1会主義共	カンボジア王国、タイ王	に関する件 四 一	ラク共和国政府との間の アルー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	八 円借款の支出期間の延長	三三二二六七	の交換に関	型の行との 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	に目な ff こバンデ みご円借款の供与に関する日 ニポポ	の書簡の交換に関する件 三 三	45所との間		に関する日 「	1917年1日   1917年	受人(他)   二六五	アンカニスタン・イスラ	アカガニス・ステーニー 二	育簡の交換 一	ヘチナ解放	Bする日本   こう!	画のための贈与に関する	感染性廃棄物管理改善計	は、	異に関する 一般様との	177年又後寿 177年7月7日 177年7日 177年7日 177日 177日 177日 177日 177
四二の交換	の書簡の交換に関する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ヒモンゴレ国汝存との アモンゴル国汝存との贈与に関する日本国政 アポー	) 負 注 引 ・	の交換に関する件四二二	14年13年12日本国政府	する取極の	急センター整備計画のた	ドゥリケル病院外傷・救ニューニー		の書簡の交	1くコンゴ 19に関す	で管理強化   二六の	注目食ご	マメコン河	<b>人民民主</b>	1会主義共	カンボジア王国、タイ王	に関する件 四 一	ラク共和国政府との間の アルー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	八 円借款の支出期間の延長	三三二二六七	の交換に関	型の行との 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	に目な ff こバンデ みご円借款の供与に関する日 ニポポ	の書簡の交換に関する件 三 三	45所との間		に関する日 「	1917年1	受人(他)   二六五	アンカニスタン・イスラ	アカガニス・ステーニー 二	育簡の交換 一	ヘチナ解放	Bする日本   こう!	画のための贈与に関する	感染性廃棄物管理改善計	は、	異に関する 一般様との	177年又後寿 177年7月7日 177年7日 177年7日 177日 177日 177日 177日 177
四二の交換に関	の書簡の交換に関する          独立国政府との	ヒモンゴレ国女舟上の   荷とパプアニュ贈与に関する日本国政   σ.贈卓に関する日本国政	) 負 注 引 ・	の交換に関する件四二二	14年13年12日本国政府	する取極の	急センター整備計画のた	ドゥリケル病院外傷・救ニューニー		の書簡の交	1くコンゴ 19年 1日	で管理強化   二六の	注目食ご	マメコン河	<b>人民民主</b>	1会主義共	カンボジア王国、タイ王	に関する件 四 一	ラク共和国政府との間の アルー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	八 円借款の支出期間の延長	三三二二六七	の交換に関	型の行との 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	に目な ff こバンデ みご円借款の供与に関する日 ニポポ	の書簡の交換に関する件 三 三	45所との間		に関する日 「	1917年1	受人(他)   二六五	アンカニスタン・イスラ	アカガニス・ステーニー 二	育簡の交換 一	ヘチナ解放	Bする日本   こう!	画のための贈与に関する	感染性廃棄物管理改善計	は、	異に関する 一般様との	いここ 足女後歩こ)
四二の交換に関する件	の書簡の交換に関する          独立国政府との間で、こうには、「」の書籍の交換に関する	ヒモンゴレ国女舟との	) 負 注 引 ・	の交換に関する件四二二	14年13年12日本国政府	する取極の	急センター整備計画のた	ドゥリケル病院外傷・救ニューニー		の書簡の交	1くコンゴ 19年 1日	で管理強化   二六の	注目食ご	マメコン河	^人民民主 との間の協定の有効期	社会主義共 インドネシア共和国政	カンボジア王国、タイ王	に関する件 四 一	ラク共和国政府との間の アルー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	八 円借款の支出期間の延長	三三二二六七	の交換に関	型の行との 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	に目な ff こバンデ みご円借款の供与に関する日 ニポポ	の書簡の交換に関する件 三 三	45所との間		に関する日 「	1917年1	受人(他)   二六五	アンカニスタン・イスラ	アカガニス・ステーニー 二	育簡の交換 一	ヘチナ解放	Bする日本   こう!	画のための贈与に関する	感染性廃棄物管理改善計	は、	異に関する 一般様との	177年又後寿 177年7月7日 177年7日 177年7日 177日 177日 177日 177日 177
四二の交換に関する件	の書簡の交換に関する          独立国政府との	ヒモンゴレ国女舟との	) 負 注 引 ・	の交換に関する件四二二	14年13年12日本国政府	多三に関しら日に関女子 めの贈与に関する取極の イントネシア共和国政府	急センター整備計画のた	ドゥリケル病院外傷・救ニューニー		の書簡の交	1くコンゴ 19年 1日	で管理強化   二六点	注目食ご	マメコン河	^人民民主 との間の協定の有効	社会主義共 インドネシア共和国政	カンボジア王国、タイ王	に関する件 四 一	ラク共和国政府との間の アルー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	八 円借款の支出期間の延長	三 三 二六七 第二次世界大戦の間にイ	の交換に関	型の行との 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	に目な ff こバンデ みご円借款の供与に関する日 ニポポ	の書簡の交換に関する件 三 三	2所との間 クライナ政府との間の条		に関する日 「	1917年19日	<b>二六五</b>   所得に対する租税に関する程規	アンカニスタン・イスラ	アカガニス・ステーニー 二	育簡の交換 一	ヘチナ解放	Bする日本   こう!	画のための贈与に関する 「二六四」全国電子基準点網整備計	感染性廃棄物管理改善計	は、	笑に関する ト国文守上が機構との る取極の修	177年又後寿 177年7月7日 177年7日 177年7日 177日 177日 177日 177日 177

	7	令和	<b>7</b> 年	8	月	8	日		曜日	1				官	報	目:	録		(	第	1 5	52	4	号位	寸金	₹)		7	月	目録	L ¢			
		二 八 〇			二七九			-	二 七 八			_ t	-	:	七六	二七五					二 七 四			二七三	t				t					_ t 0
換に関する件の書館の交回政府との間の書館の交	国牧守とり引り書節りで府とラオス人民民主共和の贈与に関する日本国政	人材育成奨学計画のため簡の交換に関する件	連合児童基金との間の書関する日本国政府と国際	撲滅計画のための贈与に ム共和国によけるオリオ	アフガニスタン・イスラ	の交換に関する件の言語	界食量計画との間の書簡に関する日本国政府と世	的弱者に対する食糧援助	イエメン共和国内の社会の書簡の交換に関する件	トルコ共和国政府との間	与に関する日本国政府と	日・夏興十回りころの曽地震被災地域における復	関する件	協定の有効期間の延長に	二千七年の国際コーヒーり失効した旅券の告示	) 兵動シニ系条) 計長 紛失又は焼失の届出によ	に関する件	計画との間の書簡の交換	本国政府と国際連合開発のための贈与に関する日	国における選挙支援計画	バングラデシュ人民共和	協定の効力発生に関する	とチェコ共和国との間の	航空業務に関する日本国	の告示不正取得された無効旅券	る件	による留保の撤回に関す	の附属書Aに係る日本国	するストックホルム条約残留性有機汚染物質に関	の交換に関する件	独立国政府との間の書簡	府とパプアニューギニアの贈与に関する日本国政	訓練機材整備計画のため	国立水産大学の施設及び
四四		三四				四四			<u>р</u> т	Ī			二四		16						- 16			j	7	八				六				
=		=				=			=				=		ー ナ モ	L I	=				<u> </u>	<u> </u>		Ī	5 <u>.</u>	五.				=				
	- ;	—— 九九 六一			九〇			一 八 九	.八 .七		- !	 八八 (四			—- 八七 三七	-						一七六			- t #	-				七四			- /	八一
<b>麦</b> の子行,条件	証券の発う条件等基づき発行した政第五条第十一項の	府資金調達事		こ甚づき発庁レた削別短令第五条第十一項の規定	国債の発行等に関する省	-       	た個人句け国責の発行条項の規定に基づき発行し	関する省令第四条第十四	<b>光行等</b>	債の発行条件等を告示 に基づき発行した利付国	リリカリカリカリカ	―国債の発行等に関する省	債の発行条件等を告示	した利付	令第五条第十一項の規定	Í	税を課することが決定し	の規定により不当廉売関	条笠	電極について関税定率法く。)を原産地とする黒鉛	び	中華人民共和国(香港地	む。) に委任	局長(沖縄国税事務所長	支付こ関する事务を国党財務省所管の補助金等の	() () () () () () () () () () () () () (	した件等の一部を改正す	税庁長	補助金の	構造転換 →		附属書	交通の簡易化に関す	十五年
  160		16	- - 60			八 156				八 56			八 156			= 15	1						_			_	•				Ξ	-		
七		t				二六			-	三 五			一九			六匹	` 						五			pt	I				ナ	ς.		
	<u>-</u>		- <del>J</del>	_ Ն			- <i>j</i>	- \			_ 七						_					100		一九九				一九八					- 7	一九七
を改正する	が至める引息を定める井十九条第一項の主務大臣中小漁業融資保証法第六	改正する件人	づき、司項の主務大臣の十九条第一項の規定に基 豊美信月代記伐阿汪第3	月 呆 元	作りのと	大豆の定める利率を定め定に基づき、同条の主務		株式会社日本女策を速公部を改正する件	する資金を定める件の一	基づき、主務大豆が指定条第三項第三号の規定に	中小漁業融資保証法第二	○財務省、農林水産省	と 女 正 大 国 を 定 める 件 の 一 部	項の主務大臣が定める輸	第一項及び第十七条第一十五条第一項の第十六条	十五条第一頁、第十六条出の促進に関する法律第	農林水産物及び食品の輸	〇農林水産省 厚生党	「は一篑」が、厚生労動省、買入消却に関する件 三〇	金に係る個人向け国債の第二号に規定する中途換	関する省令第四条第六項	個人向け国債の発行等に	入消却に関する件条の規定による国債の買		部を改正する件	営業所を指定する牛の一項の規定に基づき、指定	<b>育)見ごとざき、旨ご行法附則第二条の十第一</b>	株式会社日本政策投資銀	調査開始の件	<b>銅板に対する関税定率法</b>	ンレス冷延鋼帯及び冷延	税地域産ニッケル系ステひ馬祖から成る独立の関	(15年) (154)	中華人民共和国産並びに
八		一八		八				_				Ξ	=					1	<b>對</b> 三○				二 五		五五				<u>=</u>					
Ξ		三		二				三				Ī	ς.						三			į	六		六				三					
	五九	E j	五九八七						- t	-								_ 六							— 五			-	-			Ξ	Ē	
関規		価機関からの変更の届項の規定に基づく認証	) 是 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	一部を改正する件	める書類等を定める件	用事務実施者が適当と認例手続に係る個人番号系	三行	号の利用等に関する法律	個人を識別するための番行政手続にまける特定の	き も う }	る件の一部を改	る i 事 i	事務所において現金	示こ系る手数斗の内寸をの保有する行政文書の開	の規定に基づき、国	令第十三条第三項第二号	の公開に関する法律な	行政機関の保有する情	の一部を改正する件できる事務所を定める	いい	手数料の納付を事務所に	人青報の開示清求に系る管の利用の例を	国紀庁の保証を第二号の規定	施行令第二十	報の保護に関	国	-	針の一部を女匠業再練の事務に	()財務省	地を変更する公示	業	心業務	(経済産業省)	省、
関の認証に関する件規定に基づく認証部	の見定こ甚づく忍正平校教育法第百十条第二関する件	更の届出	条第五		る件の	ヨと認	景税関	法律	の最の	<u>=</u>	正	所を	金でする	寸の開	国税庁	号	施行:	報	件	が	にる	ポる個	五型	-七条第	ける		£	う 9 告 る	業		の所在	を行う	1 1 2 7	小水辛
の認証に関する件 九 157 157 157 157 157 157 157 157 157 157	うく忍正平 百十条第二 九 15 <sup>-</sup>	出評	-条第五	四 153	の	ヨと認	一般関	法律	の番の	<u>〔</u> 四	正	所を	でする	寸の開	税庁	号	施行:		~ 件 四	ごが	にる	がる。個	を対し	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	する	-	- -	5 S	業省	三五五	· 所在	行う銀	1 1 7 P	農林水産省、

令和7年8月8日	金曜日	官報目録	(第 1524 号付録)	7月目録 8
一 九 三	一 九 二	-	六二	∴ ∴ - о
施行規則第二十九条の二等一号の規定に基づき厚第一号の規定に基づき厚第一号の規定に基づき厚第一号の規定に基づき厚度、有効性及び安全性の原薬品、管理医療機器等の品度管理医療機器、管理医療機器の厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器の一部を改正する件	者の保護等に関する法律者の保護等に関する法律を の	条第六号の規定により同条第六号の規定により同条第六号の規定により同条第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定する告示  〇厚生労働省  「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」「日本のでは、」  「日本のでは、「日本のでは、」「日本のでは、「日本のでは、」「日本のでは、」「日本のでは、」「日本のでは、「日本のでは、」「日本のでは、「日本のでは、」「日本のでは、「日本	に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識育主事として必要な知識育主事として必要な知識では教育に関するもの並びに教育に関するもの並びに教育に関する告示。 根定する社会教育法第九条の五に社会教育法第九条の五に社会教育法第九条の五に社会教育法第九条の五に社会教育法第九条の五に	等以上の職及び社会教育 等以上の職及び社会教育主事補の職と同 を指定する件の一部を を指定する件の一部を を指定する件の一部を を指定する件の一部を を指定する件の一部を を指定する件の一部を を指定する件の一部を を指定する件の一部を
四 二 153 151 一 六	_	三 175 三	= 175 = =	三 日 175 男 三 ジベ
三	五 一			0 1
	九九九九八八五九九八	九七		一 九 五 四
件 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	できりまする要指導医薬品の一定する要指導医薬品の開て、有効性及び安全性の質、有効性及び安全性の質、有効性及び安全性の医薬品、医療機器等の品医薬品、医療機器等の品を改正する件	上家品	医薬品、医療機器等の品医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の野一号イ(1)の規定に基づ等一号イ(1)の規定に基づ第一号イ(1)の規定に基づ第一号で見生労働大臣ののとして厚生労働大臣ののとして厚生労働大臣ののとして厚生労働大臣ののとして厚生労働大臣の場所を改正する中で、
$\begin{array}{cccc} & & - & & - \\ \hline = & & \overline{\Xi} & & \overline{\Xi} \\ & & 162 & & 162 \end{array}$	元 元 162	<u> </u>	四 153	四 153
五    三   二	- =	_		三
 	三 〇 九	-10t		
給付等に係る給付基礎日 額の算定に用いる厚生労 働大臣が定める率を定め る件 学働者災害補償保険法第 十六条の六第二項等の厚 生労働大臣が定める率を 定める件 定める件 定める件 定める件 定める件 定める件 定める件 定める件		ご生八労正すしづ 分条働するてき	十確質医を生をめ基条き	
$\frac{\ddot{\Xi}}{\ddot{\Xi}}$ $\frac{\ddot{\Xi}}{\ddot{\Xi}}$ $\frac{\ddot{\Xi}}{\ddot{\Xi}}$	<u> </u>		量量	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$
六 四 三	Ξ Ξ	: =	一 五	五  五
六	= t	三 六	二 二 五 四	
	に関する法 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を			を 対 は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は の に に の に に の に に の に に る に 。 に 。 に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 。
= = =	Ξ	=	= =	六

(第 1524 号付録)

令和7年8月8日 金曜日

の保	の安定の	に関する基本的な方針る賃貸住宅の供給の促	確保要配慮	についての方法を定める生学値大臣が定める表示	かい 三次 三の をの国土交通大臣及び	第三十五条第一項第	する去聿施庁貸住宅の供給	関係住宅確保要配慮者	六 国土交通省・厚生労働省める基準を定める件	臣及び厚生労働大臣が定見等一十多の目ころ通っ	則第十七条の国上で重大促進に関する法律施行規	対する賃貸住宅の供給の		<b>五</b> 国土交通省・厚主労動省 める基準を定める件	臣及び厚生労働大臣が定	則第十六条の国土交通大仮道に関する注律旅行規	生る賃貸住宅の供給	関係住宅確保要配慮者に関する選挙・厚生労働者	国上で通介・厚上分別のる基準を定める件	臣及び厚生労働大臣が定	第二号コの国土交通第九条第四号及び第	進に関する法律施行	する賃貸住宅の供給	系主名雀呆要記士交通省・厚生	〇厚生労働省	る特件	学物質の名称	定に基	四条第五頁及び第六頁の等の規制に関する法律第	学物質の	正した件で一音を	物質の名称環境大臣が	働大臣、経
一 八 165 五 三	一 八 165 四 三		一 八 165 三 三						八 16 三	5				八 16: 三	5				一 八 165 三 〇							三 175 三九					三一七		
一〇七六〇三	 ○ ○ ○ 二 六 —						一 五 五	一〇五四	五四五四三万	- ) 																一〇四七					一〇四六	  四三 五八-	
る件る特定を解除す	の指定をす	る数量を公表する件 五条第一項各号に掲げ	度における漁業法第十に関する令和七管理年	系群(大臣許可水域))	べたずのかだけで毎 (知事許可水域)及び	わいがに日本海系群	特定水産資源(べにず・音を変更する告示	資源管理基本方針の一	る件の指定を解除す	そぞ本の言言と異なりる数量を公表する件	五条第一項各号に掲げ、展における漁業法第十	<b>またから魚巻ま第一</b> に関する令和七管理年	め (南大西洋海域))	域)並びによしきりざ	あおざめ(南大西羊毎ざめ(北大西洋海域)、	条約海域)、よしきり	域)、めばち(大西洋	かごき」(化大西羊毎(南大西洋海域)、め	西洋海域)、めかじき	域)、びんなが(南大しき(大西洋条約海	かじき及びふうらいか	洋条約海域)、にしま	にしくろかじき(大西くろ(東大西洋海域)	(ジューラ (東大)、海域)、大西洋くろま	くろまぐろ(西大西洋	資源(大	正する牛の一部を改	産大臣	の項第二十二号の農林匹かつま・まくろ漁業	に関する	及び取	保安林の指定をする件	〇農林水産省
三五		二 51 七 二					ニ 15 ナ も		二五	一 149 三 四																	→ 49 Ξ					一 五	
三三六五	三四	=		  			_ _ _ _ _ _		-	_ _ _ ኪ	_ 三 八	  七プ	  	   io	—— —— 九—	C		 〇〇 九九 四三				— つ 九 二	-			一〇七五		一〇七四	- (	) E	- C+	-	10t
肥料を登録した件	件との登録が失効した	を更新した件肥料の登録の有効期間		農薬の登録が失効した		ての検査方法の一部を	みその生産庁程につい		程管理者の認証の技術	みそについての生産行一部を改正する件	みその日本農林規格の	"		"	"	を変更する件	-保安林の指定施業要件	農薬を登録した件	係る事項を公示する件	種登録出願及び届出に	三項の規定に基づき品がて第二十一条の二第	対応に対している	を変更する件	-保安林の指定施業要件	件	肥料の登録が失効した	届出があつた牛	0)	を更新した件	肥料の登録の有効期間という。	出願が拒絶された牛出願公表後に品種登録	出願を取り下げた件	願公書
		一 五 162	五	五五	五五		_ ∄	Î.		_ 五		四四		<u>-</u>	$\ddot{\circ}$	九		八	八				八		七	-	t		七	D	Щ	四	
	八 一	六	四	四	=		=	-			_			<u> </u>	五	Ξ		七 _	五	_			Ξ	_	五	3	<u>Б</u> .		=		Ξ	Ξ	_
	五六			— 五 五		1	— 五 四		五三		<u>-</u> <u>-</u>			五				— 五 〇		一 四 九				匹八			—— 四三 七八 —						三七
売買価格を告示する件の規定に基づき、平均	別措置法第五条第九項肉用子牛生産安定等特	事項を公示する件種登録及び届出に係る	三項の規定に基づき品及び第二十一条の二第	種苗法第十八条第一項	示の方法の一部を改正	付の表示の様式及び表	飲食斗品及び由脂の各件	基準の一部を改正する	扱業者の認証の技術的ぶどう糖についての取	格の一部を改正する件	ぶどう唐の日本豊木見事項を公示する件	種登録及び届出に係る	三項の規定に基づき品	及び第二十一条の二第種苗法第十八条第一項	件の一部を改正する件	が定める利率を定めるに基つき農林水産大臣	法附則第十一項の規定	農業経営基盤強化促進	施行規程の一部を改正	漁業近代化資金融通法	を改正する牛利率を定める件の一部	農林水産大臣が定める	規定に基づき、同号の	第二条第三項第四号の 農業近代化資金融通法	を住ている。	き品種登録を取り消し	項第五号の規定に基づ 種苗法第四十九条第一	一部を変更する件	る数量を公表する件の 五条第一項各号に掲げ	度における漁業法第十	に関する令和七管理年	ろまぐろ(大型魚))ぐろ(小型魚)及びく	特定水産資源(くろま
=======================================					-		=			<u></u>	一 八 165	5			八			- Ī	_	-	Л				一七			一 六 163					
五		三		=	-		_			_	五八				四			<u>p</u>	4	3	Ξ.				_			_					

	11 小日 🔪 🛨	-Ол (	<b>)</b> П Т	医甲醛 口			1 12/1	( <del>h</del> 1 -	24 与内域/	/ 万日邺	10
件の一部を変更する件場げる数量を公表する現ける数量を公表する理年度における漁業法	域))に関する令和ろ(東部太平洋条ろ(東部太平洋条のがくろのがくろのが、ぶり、	とうだら根室海峡ホーツク海南部、新井、すけとうだら日本海	一一六九 特定水産資源(すは一一六九 特定水産資源(すな		る漁業法第十五条令和七管理年度にシナ海系群)に関シ	まだハ日本毎西部わし瀬戸内海系群、かたくちいわ	るめいわし対馬暖流系群、かたく発系群、かたく	六 特定水産資源(さ) ・	ルー・   ・    ・    ・    ・    ・    ・    ・	を本くでででである。 となくでである。 となくでである。 とないで、 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないでは、 とないである。 とないである。 とないである。 とないでは、 とないなないないな	<ul><li>一一五九 家畜共済損害認定</li><li>一一五七 保安林の指定施業</li></ul>
る 中 二 九	七約まみで海で	すら北すけオ部	系群、す (すけと 一九 一		第おする。	・及ちし	流 <sup>、</sup> ち 対 馬 系 う い 馬	太子   大子   大子   二四   169   二三	「きニー 一級 「品第項 部 る ニ ロ 169	及林行額林百	定準則 二四 二
一一〇 合成メタン等調達費の額一一〇 合成メタン等調達費の額の承認に係る基準	一〇九 原子力発電施設等立地地部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一	一〇八 中小企業信用保険法第二正する件 正する件	業規定理会別	産業省る設計認定の	飲料用ペットボト農林水産省、経済る件	<ul><li>一七一 農薬原体の検査方法を 更する件</li><li>一まを変</li></ul>	項各号に掲げる数量を る漁業法第十五条第一 を加七管理年度におけ	)に関す 海西部・ 海系群及	群、かたくちいわし太馬 のいわし対馬暖流系群、う のいわし対馬暖流系群、う	<ul><li>一十〇特定水産資源(さんま、一十〇特定水産資源(さんま、一部を変更する件の部を変更する件ののでは、</li><li>一部を変更する件のでは、</li><li>一部を変更する件のでは、</li><li>一十〇特定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇特定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇特定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇特定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇特定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時定水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産資源(さんま、)</li><li>一十〇時度水産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産</li></ul>	に関する令和七管理年ぐろ(小型魚)及びく(小型魚)及びく
一 四 161 157 六 一 五 五五五五	九 五	九 二		二 四 三	<b>着</b> 三 175 三六	二 九 172 四 一	_			二 九 172 一 -	
00 00 7= =0	四九九 高速自動車国道に関する四九八 定する件 保証の土地を指	<ul><li>○国土交通省</li><li>○国土交通省</li><li>○国土交通省</li></ul>	※ ・	める事項の一部を改正す産業大臣、環境大臣が定律施行規則に基づき経済	上組織の整備に関する法 六 特定工場における公害防 の経済産業省、環境省	び地域を指定する牛一八 中小企業信用保険法第二を指定する件	一七 中小企業信用保険法第二 の住所を変更する告示		一六 経済施策を一体的に講ず 一		ギー原料の有効な利用の適合利用及び化石エネルー よるエネルギー源の環境 よるエネルギー源の環境
	Ξ -	<u></u> 四	八一			三 元	五五		二 二四四	二     二     一       四     四     161       ボ     二     二	
<u>四 四</u> 五 四	<u> </u>	<u>=</u> = = =	_	五 九	五 一 八	六 三 五 七	五六	五 一 五	五     五       四     三	<u> </u>	五 〇 九
件のいて告示した事項にについて告示した事項に		航空交通管制区、航空交の一部を改正する件の一部を改正する件本、位置等に関する告示を、		き、型式変更の承認をしき、型式変更の承認をし	<ul><li>改正する件</li><li>放正する告示</li><li>立る告示</li><li>立る告示</li><li>立る告示</li></ul>	というでは、	三十一条第一項の規定こ正な実施に関する法律第船舶の再資源化解体の適する告示	関する手引の一部を改正自動車の点検及び整備にした件	として、 はまり は は は は に に と で に に と に は ま か に に 関 す る 法 律 の 形 止 に 関 す る 法 律 の 形 止 に 関 す る 法 律 の 形 止 に 関 す る 法 律 の 思 で に と で に 関 す る 法 律 の に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る 法 律 が に に 関 す る は に は れ に は に は れ に は に は に は に は に は に	等に ・	める件の一部を改正するめる件の一部を改正する給水管、配電を貫通する給水管、配電を貫通する給水管、配電準耐火構造の防火区画等
 	→ ○ 159	○ 159	159		九九	八 156 二 八	八 150 一	6	八七	七 七 四 15 二 二 三	3
四六				五				七	七 六	=	

1 1		令和	п <b>7</b>	年	8	月	8	3	金	曜日	1				信	幸	R E	]金	录		(	第	1 !	52	24	. 号	付	録)		7	<b>7</b> 月	目	録			
五四三	ī 2				五四二			五 四 一			五四〇				<u>ፍ</u> Ξ ኒ			-	五三八	<u> </u>	<u>.</u>		<u>吾</u> 六			五五	<u> </u>	五三三		<u> </u>	1 = -	五三		五三〇分	5 <u>#</u>	五五五
程の一部を改正する告示家賃債務保証業者登録規	10年年の一音を引 10日本	国に	三条第十号の著しく異常	こ関する去聿拖亍見則第る賃貸住宅の供給の促進	住宅確保要配慮者に対す	定める基準を定める件四十条の国土交通大目か	国一会)国二芸魚に見ずる法律施行規則第	高齢者の居住の安定確保	ごとはませどかける。 三十九条の国土交通大臣	に関する法律施行規則第	高齢者の居住の安定確保	ある基準を定める牛 基つき国士交通大臣の定	三十八条第九号の規定に	に関する法律施行規則第一の関する法律施行規則第一の関係を対している。	徭 件	国土交通大臣	<b>弗一号二及び</b>	に関する法律施行規則第	古住の安定確	耳	胆固重に関 施行する件	<u>ل</u>	一条の土地	5万針の	促進を図	建築物の耐震診断及び耐	ヒ無効レ	運輸審議会から答申が	する告示	に関する方針の一部を改 射空週送事業の基盤強化	至重生事 巻) 基盤魚した件	特定社会基盤事業者を指	する件ニューのが与を指定	二負等三分のくびと言言縦者法施行規則第二条第一のの人型解析技	伯哉員女ゾト型台伯する件	- 砂防法第二条の土地を指
一 八 165 四 〇	一 八 165 三 七				1	一八 65 三七		16 2	55		1	55 ===================================			16	5			Ī		一八五五		16	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			   		一六		五五五		一 五 四		四三	
		七七六六	七九五四	七五三		七五四十		一七四八		七四六		七四五		七四四四		- 七七 四三 ーナ		七七三三		•	七三		t		七七三二			ŧ	七一				上六 D三 D三	六六	<u> </u>	五
件 保護自動車国道に関する	5000000000000000000000000000000000000	- ・船 ・船		録をした件		O 定する牛 の対対第二条の土地を指	定を解除する件	砂	定する件	沙方去第二条の水先人に免許を	: 件		あった件	いて製作廃止の届出	一一検査対象外軽自動車につ・ 記覚した作	忍官レミ中    原重核作官車耳の母子	預勘幾寸目伝車の		があった件	<b>史する旨届</b>	四 小型特殊自動車の製作者		製作廃止の届出があっ	一 小型特殊自動車について		- 小型持株自肋車の型代を追加した件	名及	ができる自動	―指定装置を取り付	この打気で耳り入し	二 八ての指定を取り消した一一自動車の装置の型式につ	<b>見りを置り引えた</b> 定した件	一自動車の	<ul><li>式を指定した件</li><li>一 自動車の共通構造部の型</li></ul>	件()(注意)	四  自動車の型式を指定した
二九	二八	- ,	二	二八	- - -	<u> </u>	五五	-	五五	<u>-</u>			一 八 165		- 16		- 16		一 八 16			一 八 165			_ ₹ 65	一 八 16				一 八 65		一 八 16		一 八 165	一 八 165	
Ξ	四	-	Ξ.	=	+	t	七		t	t	: t	;	八八		Ī	J	Ī	J	八七			八六		3	7 5	八二				八 〇		t		七二	六二	
	六三		六二		7	六		7	大五 O九		— 八	— 七		六			2	Ц				,	七七 八七 〇七	- - - -		七七七六二		七七二					t t ー			とせつ
正する告示の検定方法等の	)廃する	島国立公園の指定植物を 島国立公園の指定植物を	山国立公園、	定した井する条約の指定湿地を指	的に重要な湿地	水鳥のお	青い ひつここ 害化処理に係る認	第一項の産	ちちは第一立を)物の処理及び清掃	環境省	"	航路標識に関する件	する告示 及きまる	? 等	海上保安庁	示	規則の一部を改正する告急多手解釈多多無終追幸	気象庁沿拍 気象 馬泉 重報 C 复多小子	る額を定める件	に相当する額から控除す	交通大臣が収入の一日分	額の算定に当たり、国土関して旅職促進門当の日	関 ノて就職足熊手当の日-船員となろうとする者に	算定方法を定める件	るが	- 関して、国土交通大臣が船員となろうとする者に	:	高速自動車国道に関する	一部を変	する悪質の強度	(() 食ぎなが果成材その他	柱及び構	耐力上主要な巠	事項の	く 登录 尾용器法施行規則の	交通省関係住
三 八 171	= 16		_ ∄	i.		-	)				一 五 162	九: 1	二 51			八 .56			Ξ					三			Ξ		<u>=</u> ○ .74				=	<u>:</u> )		
八八八	=		7	ī		=						五				一 八			八					七			七		二 五				六	ς.		
	一 六 五	五五九七	五六	七九	七七		—— 七七 六五		—— 七七 四二	-	一 七 一						- t0						一六九				一六八	—— 六六 七三	 	五八						六四
を更新する件を更新する件	注意ないでは、		道路に関する件	実施		る件の生言系を写力	対する対撃川東を実施す海上における水上標的に	する件		毎上こさけるとと	海上における射撃訓練を	定した件	象施設の管理者として指	た条り見定こまづき、対に関する法律施行規則第	型無人機等の飛行の禁止	辺地域の上空における小		定した件	防衛関係施設等として指すの規定に基づき 文象	頁の見定こ甚づき、対象有第六条第一項及こ第二	<b>車角に条第一頁及が第二</b> の飛行の禁止に関する法	. Y		- /-	是共、新規是共が夬定さってして「共同健用「追加	共司吏目、自3施設及び区域	リカ合衆国が使	,,	実施する件	における	O防 衛	1.	る金属等の倹定方去の一うとする廃棄物に含まれ	る埋立場所等に排出しよう第五条第一項に規定する	介第五条第一頁 C 見ぎ上の防止に関する法律施行	洋汚染等及び海上
七		七		=		<u>二</u> 五		五		五五		<u></u>						<u>=</u>						<u> </u>				九	=		1	二 八 71				
六		三	四	七		八		八		八		六						五						六				六	五		-	九 九				

令和7年8月8日 金曜日

九九 ナ 五四 ヨ	ւ <u>դ</u> դ = = -	九 - O	四三	四二	四四一〇			五六		<b>八八</b> 五四	八 <i>八</i> 三二			七七 九/	: t:	七六	七五		七十六	七 五 [	日七	:	三三七六	五三	= = 9 =			七三	— - 七 - 二 -	 - 0	六九	一 - 六 7 八 1	 - 六 - 六	
道路に関する件	都市計画に関する件道路に関する件	記号に関する件都市計画に関する件 C力州地方整備局	うしいというというできょうの言葉の言葉をした作	き事業の忍官をした牛土地収用法の規定に基づ	道路に関する件	都市計画に関する件	○四国地方整備司 き事業の認定をした件	土地収用法の規定に基づ	〇中国地方整備局	"	"	道路に関する件	都市計画に関する件	"	n,		する件	〇近畿地方整備局	"	<i>,</i> ,	道路に関する件	〇中部地方整備局	"	"	,,	道路に関する件	〇北陸地方整備局	都市計画に関する件	"	,	"	"	道路に関する件	
= =	ミー - 三八 八 八 八 八	五五	八十	_ E		Ξ				Ξ	七	_ Ŧi	-	八	_		→ 149		三方	二 <u>二</u> 元 [	 IJ ∄	Î.		0	J	ւ — 149	9	Ξ	ΞΞ.	<u> </u>	- -	一 - 五 🏻		日号外
九 t	二六六	五	六四	Ч	四	六	t	î		九	四	Ŧi	七	七	六	î	三六		八百	Ei. 1	占五	Î.	四	t	ブ	三六		八	八 -	t P	Ч :	五卫	ц ји	ジペー
	九 二	九 一		九 〇	Ξ		=				八 九	_ አ			— 八		_ <del>L</del>		六		=		_ C	-		<del>1</del>	ī ī	Ξ		六六 七五	六	六三	六z 二-	<u> </u>
更があったことの告示係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等にことの告示	項の一部に変更があった指定暴力団に係る公示事	更があったことの告示係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に	<b>)大阪府公安委員会</b>	たことの告示	係る公示事項の一部に変料気払急指気暴力医等に	百足暴力团等的公安委员会	更があったことの告示	係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に		更があったことの告示	係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に		まかあったことの告示	ぼる公示事項の 一部に変	特定抗争指定暴力団等に	〇愛知県公安委員会	"	更があったことの告示	係る公示事項の一部に変特定抗争指定暴力団等に	〇岐阜県公安委員会	更があったことの告示	係る公示事項の一部に変料気払負指気易力医等に	寺官亢争旨官暴力団等この労坂県公安委員会	都市計画に関する件	〇沖縄総合事務局	都市計画に関する件	道路に関する件	都市計画に関する件	道路に関する件	〇北海道開発局
六	六		四		六	四			六			六	· : 四			7	一 六 匹	4			六	四			一六			八		三	八	· . =	 149	9
六	六		八		六	七			六			六	七			7	六 七	1			六	七			六			六		九	六	六	三六	
																							八三			Ξ			<b>六</b> 三		— 四 一		=	_ <u>_</u> <u>_</u>
																					更があったことの告示	係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に	<b>つ岡山県公安委員会</b> 更があったことの告示	係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に	〇島根県公安委員会	更があったことの告示	系る公示事項の一部こ変料定抗争指定暴力団等に	〇鳥取県公安委員会	"	更があったことの告示	係る公示事項の一部に変料気払急対気暴力区等に	守足亢争旨足暴力刑等 〇兵庫県公安 <b>委員会</b>
																					匹	I		匹	I		ı	四			六	四		
																					八			八				八			六	八		